

京都府警察本部庁舎の警備勤務要領の制定について（通達）

〔 最終改正 令和6.3.8 例規務第3号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、京都府警察本部庁舎等の警備の万全を図るため、庁舎の警備任務に関し、必要な事項を定めたもので、平成16年6月18日から実施しています。

その内容は、

- 勤務時間
- 勤務時の服装
- 勤務方法の基準

等です。